

土地売却など情報登録箇所

(4月30日時点)

凡 例	
	売却
	賃貸
	売却・賃貸
契	契約済



釜石市区画整理土地活用支援制度を ご活用ください

市は、土地区画整理事業による宅地造成後の土地（換地）の利活用を推進するため、区画整理土地活用支援制度を実施しています。この制度は、土地区画整理事業区域内に土地を所有する人からの申し込みにより登録された、売却や賃貸を希望する土地情報を、市都市整備推進室の窓口やホームページ（土地活用支援のページ）で公開し、登録された土地の取得や賃借を希望する人とのマッチングを行うものです。

土地区画整理事業地区内の利用予定がない土地についてお悩みの人、土地の取得や賃借をお考えの人は、当制度をご活用ください。まずはお問い合わせください。

■土地の売却・賃貸を希望する人は

所有する土地の売却・賃貸を希望する人は、制度への登録が必要です。次の書類に必要事項を記入の上、添付書類と併せて市都市整備推進室へ提出してください（郵送可）。

- ・土地売却等情報登録申込書
- ・土地売却等情報登録同意書

※申し込みの条件や必要書類など、詳しくはお問い合わせください

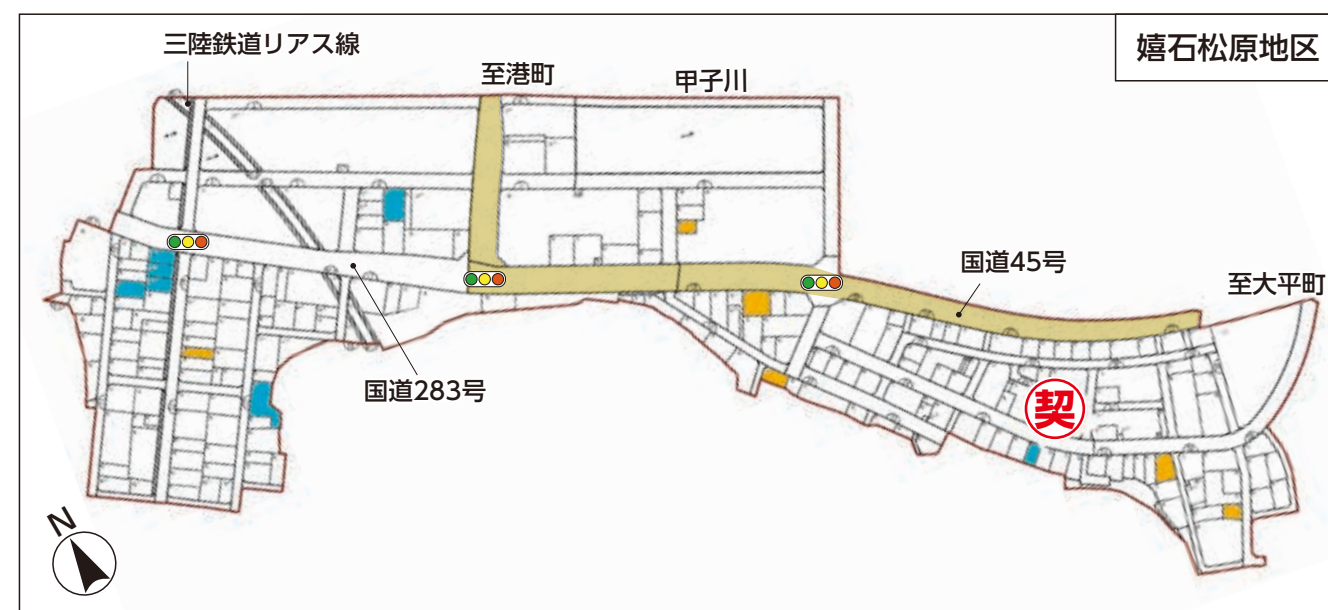
○添付書類

- 1 全部事項証明書（登記簿謄本）
 - 2 住民票（共有者がいる場合は、共有者全員のもの）
 - 3 戸籍（法定相続関係が分かる範囲のもの）
- ※相続が発生している場合のみ必要です

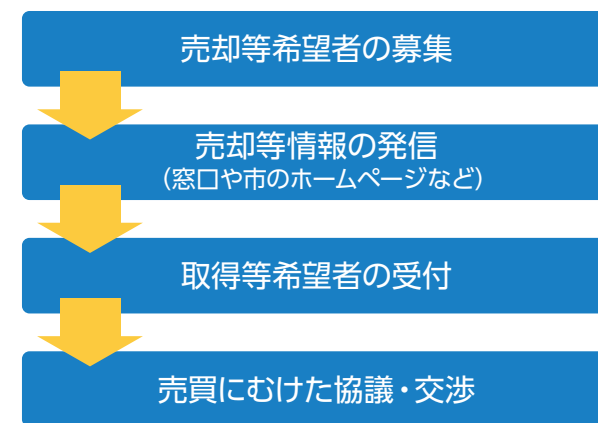
申し込み
問い合わせ

市都市整備推進室 区画整理係 ☎27-8437
〒026-8686 只越町3-9-13（市役所第5庁舎2階）

土地売却など情報登録箇所（4月30日時点）



【制度の運用方法】



※宅地建物取引業者等に協力を要請

■土地の取得・賃借を希望する人は

登録された土地の取得・賃借を希望する人は、登録情報の中から希望する土地を選び、次の書類に必要事項を記入の上、市都市整備推進室へ提出してください（郵送可）。

- ・土地売却等情報利用申込書
- ・土地売却等情報利用誓約書

■注意事項

- ・登録情報、申込書などは、市都市整備推進室の窓口へ備え付ける他、市のホームページ（土地活用支援のページ）から確認・ダウンロードできます
- ・市は売却などの情報登録と発信のみを行い、売買などに係る交渉や協議には関与しません
- ・土地情報の登録手数料や利用手数料はかかりません



土地活用支援制度